

# 株式会社 清水建設

## 仕事と育児の両立に向けた行動計画

仕事と家庭生活の両立を図り、安心して働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月10日～令和5年12月10日を第一期と定める

2. 内容

○目標1

始業・終業時刻の繰上げ又は繰り下げの制度を導入する

<実施時期・取組内容>

- 令和2年12月10日～ ・従業員のニーズの把握
- 令和3年 1月10日～ ・小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫や周囲のサポート体制を進める
- 令和4年 4月 1日～ ・制度導入、社内広報誌などによる従業員への周知

○目標2

小学校の子を持つ従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する

<実施時期・取組内容>

- 令和2年12月10日～ ・従業員のニーズの把握
- 令和3年 1月10日～ ・小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫や周囲のサポート体制を進める
- 令和4年 4月 1日～ ・制度導入、社内広報誌などによる従業員への周知

○目標3

小学校就学未満の子を持つ従業員のフレックスタイム制度を導入する

<実施時期・取組内容>

- 令和2年12月10日～ ・従業員のニーズの把握
- 令和3年 1月10日～ ・小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫や周囲のサポート体制を進める
- 令和4年 4月 1日～ ・制度導入、社内広報誌などによる従業員への周知

○目標4

子供の看護のための休暇について、従業員1人につき、年間6日以上休暇制度を導入する

<実施時期・取組内容>

- 令和2年12月10日～ ・従業員のニーズの把握
- 令和3年 1月10日～ ・小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫や周囲のサポート体制を進める
- 令和4年 4月 1日～ ・制度導入、社内広報誌などによる従業員への周知